

迷惑行為により診療をお断りすることがあります

当院では、次のような迷惑行為があった場合、診療をお断りし、退院・退去していただくことがあります。患者さん及び職員の安全を守り、診療を円滑に行うため、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

- ① 以下のパシエントハラスメント行為があった場合
 - 1) 他の患者さんや職員にセクシャルハラスメントや暴力行為があった場合、もしくはその恐れが強い場合
 - 2) 大声、暴言または脅迫的な言動により、他の患者さんに対し迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨げた場合
 - 3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院業務を妨げた場合（拘束的な行動）
- ② 建物設備など故意に破損した場合
- ③ 危険な物品を院内に持ち込んだ場合
- ④ 喫煙、飲酒した場合
- ⑤ 許可なく撮影・録音・録画をした場合
- ⑥ 許可なく患者さんや職員に対しての営業行為をした場合
- ⑦ その他患者さんや職員に迷惑を及ぼし、または病院の診療その他の業務や敷地内の秩序を妨害した場合

※被害を受ける恐れがあると判断した場合や実際に被害があった場合は、は、警察に通報いたします。